

芦都総第539号
平成28年10月13日

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会
会長 島田 茂 様

芦屋市長 山中 健



防犯カメラ設置における個人情報の取り扱いについて（諮問）

本市では、芦屋市民の生活安全の推進に関する条例（平成13年芦屋市条例第17号）に規定する犯罪及び事故を防止し、市民が安心して暮らせるまちを実現するために、市民生活の安全確保のための環境整備を目的とした、市内の公共の場所を撮影するための防犯カメラを設置する予定です。

防犯カメラ設置に伴い、防犯カメラによる撮影及び録画が個人情報を本人以外から収集することに該当するため、芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号）（以下「条例」という。）第7条第2項第6号により審査会に諮問するものです。

なお、防犯カメラの運用については、芦屋市防犯カメラの設置及び管理に関する規則に基づき適正に行います。

記

1 設置の経過と目的

昨今の児童連れ去り事件等において防犯カメラの画像が捜査の進展に大きく寄与したことが報道されるなど、市民の安心安全のため市が防犯カメラを設置すべきとの流れを受け、平成28年度に通学路を中心に80台の防犯カメラを設置するもの。

2 設置場所

市内の道路及び公園等

必要最低限度の撮影範囲となる場所に設置し、特定の個人、土地、建物等を監視するがないように配慮する。また、設置する防犯カメラごとに管理責任者を定め、防犯カメラを設置している旨及び管理責任者と連絡先を表示するもの。

3 運用予定

平成28年11月中旬より順運用（次年度以降も設置予定）

4 画像の管理等

画像記録装置、媒体及び専用パソコンは施錠が可能な安全な場所に保管し、防犯カメラの画像は、専用パソコンによりパスワードを入力の上、管理責任者が指定した者のみが閲覧することができる。

画像の漏えい、滅失または毀損の防止、その他安全管理のために必要な措置を講じ、保存期間（原則として、撮影を行った日の翌日から起算して7日以内）を経過した画像は新たに撮影する画像を上書きすることにより消去する。また、管理責任者は画像を記録している媒体等を廃棄するときは、破碎その他の適切な方法による。

5 開示請求等

条例第17条の規定により個人情報画像の開示請求があったときは、顔写真その他の情報と照合し、開示請求者本人の確認を慎重に行う。

6 個人情報（画像）の提供

条例第14条の規定に基づき画像の提供等を行うときは、提供を求める根拠、目的等を書面で提出させ、提供した画像の適正な管理、第三者への提供の制限及び使用後の速やかな廃棄を求める。

7 芦屋市防犯カメラの設置及び管理に関する規則（案）

別紙のとおり。

以上